

賢くみんなの年金学

国民年金保険料の追納をしませんか？

保険料の免除や若年者納付猶予、学生納付特例を受けた期間は、10年までさかのぼって納めること（追納）ができます。免除などの承認を受けた期間は保険料を全額納付したときと比べ、将来受け取る年金額が少なくなるため、年金額を満額に近づけるためにも、生活に余裕ができたときは納めるようにしましょう。

なお、保険料の免除や若年者納付猶予、学生納付特例を受けた年度から起算して3年目以降に保険料を追納する場合は、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

平成20年度に追納する場合の金額は次のとおりです。

承認を受けた月の年度	追納額（1カ月分）			
	全額免除	半額免除	4分の1免除	4分の3免除
平成10年度	16,590円	—	—	—
平成11年度	15,950円	—	—	—
平成12年度	15,320円	—	—	—
平成13年度	14,740円	—	—	—
平成14年度	14,180円	7,090円	—	—
平成15年度	13,970円	6,980円	—	—
平成16年度	13,770円	6,880円	—	—
平成17年度	13,810円	6,910円	—	—
平成18年度	13,860円	6,930円	3,460円	10,390円
平成19年度	14,100円	7,050円	3,520円	10,570円

※追納は、保険料の免除を受けた期間の古い順から納めることになっています。ただし、保険料の免除と学生納付特例を受けた期間の両方がある場合は、どちらを先に納めるか選択することができます。

☎ 熊本東社会保険事務所
☎ 096-367-2500



第40回「どこが違うの？」

あなたは、どこかでさまざまな「障がい」がある人を見ませんでしたか？障がいがある人たちを見て、「ふつう」の人ではないと思っていませんか？

障がいがあることは「障がい」ではなく「個性」なんです。障がいがあることで暮らしにくくさせているものが「障がい」だと考えます。その原因には道路の段差などのハード面もありますが、私たちの心の中にある偏見もそうなんです。

皆さんも近くに障がい者施設があったらボランティアなどでお手伝いをしてみてください。「個性」なんだという意味がじかに感じられるはずです。

例えば、私たちがメガネをかけている人を見ても何も思いません。メガネは視覚を補うために使用します。ところが補聴器や車いすはどうでしょうか。それもメガネ同様にそれぞれの機能を補うためのものではないでしょうか。何も変わらないのに「何か違う」と思っていませんか。もう一度自分自身を考えてみてください。

あなたの「ふつう」の価値観が周りから思わされていることに気がつくはず。心の中の偏見に気づき、それをなくす努力を始めませんか。

※宇城市では、障がいのある人の思いを大切に、共生社会の実現を推進するという観点から、「障害」を「障がい」とひらがな表記に努めています。（法令、条例、規則や固有名称などの表記は、従前通りとなります）

地域リーダー研修に参加して

高齢化社会が進展する中、この先私たちが心豊かに楽しく老後を過ごすには、男女共同参画を進めるしかないと思っている。7～8年前、福祉の村づくりの指定を受け、婦人会活動を通して感じたことである。しかし、理想と現実の隔たりは大きく、時として意欲のみが空回りし、自分自身に、もどかしさを感じていた。そんな時、お誘いの電話…近くで聞いていた夫の「行ってくるたい」の一押しが、私で良いのかな、の不安を一掃し、ヨシ、中央の本物の女性リーダーの、そして同行する仲間の勇気とパワーを頂きに行きたいと希望がわいてきた。



高岡澄子さん
(小川町南海東)

事前研修を終え、第2分科会「介護・高齢者問題」を希望した私は、地元の現状を把握するため、民生委員さんにお話を聞いた。ある委員さんから「男女共同参画で何な、ジェンダーで何な」、不意を食らって「まだまだ勉強不足の確には伝えられないけど、今度、良い機会を得ましたのでしっかり勉強してきます」そんな課題を持つての国内研修である。

大田区、埼玉県の地域リーダーの方々は、いずれも高齢の方が多かったが、そのエネルギーな姿や活動内容に感服、敬意を払いたい。「女性と仕事の未来館」には、いくつもの感動があった。まず、オーガニックの展示物に感銘を受けた。また、働く女性の歩み展示では先人の方々の女性の地位確立に注がれた情熱と哀愁と歴史を目の当たりにし、たゆまぬ努力を惜しむなよと、背中を押された思いがした。「国立女性教育会館」は、広大な敷地に膨大な資料、日本の隅々まで情報収集や提供に努められるスタッフの方々は、スペシャリストぞろいということである。ご講義いただいた先生に男女共同参画にかける、一本筋の通った本物の女性像を見た。

この研修での一番の収穫は新木雅之先生との出会だった。今まで「男女共同参画」を、四角四面にとらわれ取り組んでいた自分。太陽政策で気付かされた。分かりやすく、明るく、楽しく進めていくと道が開かれる。理解し合えるためには、よろしいは不要なのである。平和、環境、人権は必ずどこかにつながっている、このテーマに向かって人として、どう立ち向かっていくか熱く語られる先生！先生のような熱いアクションの積み重ねこそが、地球の平和につながるのだと、目からうろこである。ポジティブアクション・ロールモデルとしてわが町の「風の館塩屋」の活動が紹介された。帰郷してメンバーの方に伝え、「新木先生が変わらぬ応援をしてくださっていることに意を強くした」と喜んでくれた。こんな素晴らしい郷土の仲間がいるんだもの、私も自分にできることから緻密に取り組んでいこうと思う。

まずは家庭からということ研修の夫へのお土産は、先生の言葉から、覚えての「ワーク・ライフ・バランス」と「親しき仲にもヨイショあり」の褒め言葉の励行である。一つの行動を起こすとき、改めて見えてくるものがある。それは、自分を支えてくれている家族や周囲の方々の応援である。感謝したい。

地域リーダー研修生募集！
県では、平成20年度男女共同参画社会づくり地域リーダー研修生を募集しています（左欄の19年度修了生レポート参照）。
募集対象 県内在住の20歳以上65歳未満の男女で、全研修に意欲を持って参加できる人
定員 20人程度（一般研修生）
研修の主な内容
○事前研修 8月26日（火）

○先進地研修 10月23日（木）～26日（日）（3泊4日）東京都ほか
○事後研修 1月9日（金）
応募方法 人権啓発課男女共生係に備え付けの参加申込書でお申し込みください。
応募締切 6月30日（月）
費用 先進地研修に要する費用（10万円程度）のうち、およそ3分の2を県と市で負担します。

事前・事後研修の旅費は、全額を県が負担します。
※研修を終えた人は、県の「男女共同参画社会づくり地域リーダー」に認定されます。男女共同参画社会づくりの推進役として、県と連携しながら地域で活躍していただくこととなります。
関係 宇城市と県民交流館・男女共同参画センター
☎ 096-355-1187
FAX 096-355-4317



パートナーシップ通信

Vol.44

人権啓発課
男女共生係
☎ 32-1708
FAX 32-0110

6月23日～29日は「男女共同参画週間」です

宇城市は、6月23日から29日までの1週間を「男女共同参画週間」と定めています。

男性と女性が、職場で、学校で、地域で、家庭で、それぞれの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」。その実現のためには、行政だけでなく、市民の皆さん一人一人の取り組みが必要です。私たちの周りの男女のパートナーシップについて、この機会に考えてみませんか？

期間中は市役所本庁1階ロビーで「男女共同参画パネル展」を開催します。皆さまご来庁の際は、ぜひお立ち寄りください。



昨年の「男女共同参画宣言都市記念大会」パネル展から